

地方分権と税制

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（抄）

（平成 14 年 6 月 25 日 閣議決定）

3 . 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約 14 兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

(3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。(以下略)

小泉内閣総理大臣の第 38 回政府税制調査会総会における挨拶（抄）

（平成 15 年 1 月 17 日 総理官邸）

（略）

しかしながら、まだ取り残されたといえますか、まだまだあるべき税制に向かって議論をいただき、一つの方針を出さなければならない点においては、まだかなりの課題が残っていると思います。特に少子・高齢化、社会保障、お互い税の負担なくしては、いかなる政策も実行できないという観点から、いろいろ取り上げられなければならない課題も残っておりますので、今年もあえて、1 月ではございますが、こうして早期に議論をいただきまして、来年度のあるべき税制改革へ向けて不断の努力をしていかなければならないと思っております。

財政状況が厳しい中、先行減税、そして後々の財政規律を考えて、税収中立という未だかつてない多年度にわたるバランスのとれた答申を出していただきまして、その実現に向けて、今通常国会で私も精いっぱい努力をしてみたいと思います。

残された課題といたしましては、私は中央から地方へ、官から民へということをしていましたけども、中央から地方への動きが、特に税制面においてもっと考慮しなければならないと思っております。昨年も外形標準課税の議論が起こってきたときに、私は、知事がそれだけ要求するのだったら、県議会に権限を与えればいいじゃないかと言ったんです。

そのほかいろいろあると思います、議論しなければならないのは、市町村民税とか都道府県民税、これも県議会、市議会に権限を与えてもいいじゃないか。ゴルフ場利用税だって、地方の問題だけでも中央が決めているんでしょ、国会は。入湯税、お風呂に入る、温泉、あれだって地方で決めていいものを、何で国会で決めなければならないのか。地方に裁量権を与えるということをもっと考えていいんじゃないかと。それは補助金、交付税、そして税源、財源移譲、これを私は総務省ももっと地方に自主権を与えるということに積極的になってもらう必要があると思います。現に総務省は前は自治省、その前は地方自治庁だったと聞いています。実際は中央集権省だ。何でもかんでも中央で決める。もっと本来の自治を、税というのは一番自治にかかわる問題ですから、その点を今回税制調査会でもしっかり議論してもらいたい。地方に税源、財源を移譲する。そういう点もよく考えて議論していただきたいと思っております。（以下略）

地方公共団体の超過課税の状況（主な税目）

税目	標準税率	制限税率	実施団体数	税 収 (平成13年度 決算額)	
				内 超過課税分	
《法人》					
○道府県民税					
{ 法人税割	5%	有(6%)	46団体	927億円	7,029億円
{ 均等割	2万円～80万円	無	1団体 (大阪)	11億円	1,338億円
○市町村民税					
{ 法人税割	12.3%	有(14.7%)	1,430団体	2,270億円	17,943億円
{ 均等割	5万円～300万円	有(1.2倍)	574団体	141億円	3,941億円
○事業税※1	5～9.6%	有(1.1倍)	7団体 (東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪及び兵庫)	943億円	41,018億円
《個人》					
○道府県民税					
{ 所得割	700万円以下 2% 700万円超 3%	無	—	—	23,225億円
{ 均等割	1,000円	無	—	—	468億円
○市町村民税					
{ 所得割	3%、8%、10%	無	—	—	58,791億円
{ 均等割	2,000円、2,500円、3,000円	無	18団体	0億円	1,171億円
○事業税	3～5%	有(1.1倍)	—	—	2,264億円
《その他》					
○固定資産税	1.4%	有(2.1%)	276団体	415億円	91,532億円

※1 平成16年4月1日以後の法人の事業税については、制限税率が1.2倍となり、外形標準課税制度が適用される法人(資本金1億円超)の所得割の税率が3.8～7.2%になる。

2 実施団体数は、平成14年4月1日現在

法定外税の状況

ア 法定外普通税

(平成13年度決算額)

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	9億円
核燃料税	北海道、宮城県、福島県、新潟県、 石川県、福井県、静岡県、島根県、 愛媛県、佐賀県、鹿児島県	139億円
核燃料物質等取扱税	青森県	124億円
核燃料等取扱税	茨城県	9億円
臨時特例企業税	神奈川県(平成13年8月1日施行)	
計	15団体	282億円

[市町村]

砂利採取税等	山北町、中井町(神奈川県)、 城陽市(京都府)	0億円
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5億円
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	
	(平成14年7月11日同意)	
計	5団体	6億円

[合計] 20団体 288億円

イ 法定外目的税

(平成13年度決算額)

[都道府県]

産業廃棄物税	三重県	(平成14年4月1日施行)
宿泊税	東京都	(平成14年10月1日施行)
産業廃棄物処理税	岡山県	(平成15年4月1日施行)
産業廃棄物埋立税	広島県	(平成15年4月1日施行)
産業廃棄物処分場税	鳥取県	(平成15年4月1日施行)
乗鞍環境保全税	岐阜県	(平成15年4月1日施行)
産業廃棄物税	青森県、岩手県、秋田県	(平成15年5月13日同意)
計	9団体	

[市町村]

遊漁税	河口湖町、勝山村、 足和田村(山梨県)	0億円
一般廃棄物埋立税	多治見市(岐阜県)	(平成14年4月1日施行)
環境未来税	北九州市(福岡県)	(平成14年9月27日同意)
計	5団体	0億円

[合計] 14団体

※ 決算額については、端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

重点的に推進すべき項目

1 社会保障

- 保育所制度（幼保一元化、調理室設置の義務付けの見直し、保育所運営費負担金など関連する補助負担金の一般財源化等）
- 保健所長医師資格要件の廃止
- 保険制度、サービス水準の見直し（最低基準と財政措置の見直し、介護保険事務費交付金の見直し等）

2 教育・文化

- 義務教育費国庫負担制度（対象経費の見直し、定額化・交付金化、全額一般財源化、事務・栄養職員の一般財源化等）
- 教員給与の一律優遇の見直し
- 学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲（県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲、高等学校・幼稚園の設置認可の見直し）

3 公共事業

- 地方道路整備臨時交付金の運用改善
- 市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減
- 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化

4 産業振興その他

- 農業委員会・改良普及事業（必置規制の見直し、交付金の一般財源化等）
- 交通安全対策特別交付金の見直し

国・地方の税収と歳出の関係図（平成13年度決算ベース）

・ 国・地方全体で税収85.5兆円に対し歳出153.3兆円というアンバランスが問題。

